

# 平成29年12月 8 日 農業委員会 議事録

- 1 開会日時及び場所 平成29年12月 8 日 午後 3 時12分  
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 平成29年12月 8 日 午後 5 時23分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄	原 月江

吉住三千代

(2)欠席者 (1名)

渡 秀孝

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

- 第1号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について
- 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて
- 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定について
- 第4号議案 非農地決定(案)について

---

午後 3 時12分開会

○事務局長 ( ) 皆さん、改めまして、こんにちは。現地確認、大変お疲れさまでし

た。

それでは、平成29年12月期定例農業委員会を開催させていただきます。

開催の前に、出席者の確認をさせていただきます。本日は欠席の連絡をいただいておりますのが、●委員でございます。●委員におかれましては、区長会との兼ね合いがございまして、遅れて出席をしていただくという御報告をいただいております。また、●委員におかれましては、この後、17時で退席の申し出がっておりますので、これを受けております。

以上で、報告を終了させていただきます。

本日の出席委員の報告を改めてさせていただきます。現時点で本日の出席委員は16名でございます。古賀市農業委員会会議規則第7条に規定された過半数の要件を満たしておりますことから、本委員会総会成立をしていることを報告させていただきます。

続きまして、議長の選出でございますが、古賀市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となるとされておりますことから、以降、議事進行については会長にお任せをしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（●君） こんにちは。大変寒い中の現地視察、御苦労さまでございました。もう師走も押し迫って寒くもなりましたし、皆さん、体には十分気をつけてもらって、いろんな作業に励んでもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

では、ただいまから12月の農業委員会総会を開催いたします。よろしく申し上げます。

○議長（●君） 今月の議事録署名人は、三輪委員さんと篠崎委員さんでお願いいたします。

○議長（●君） それでは、議案に入らせていただきます。

第1号議案、市街化調整区域及び都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号21から事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（●） それでは、第1号議案、農地法第5条の許可申請、番号21について御説明いたします。

本件につきましては、11月期定例会にて継続審議となった内容につきまして、審議をいただく内容でございます。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、農地を売買によって所有権を移転し、資材置場を建築するといった内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について、御説明させていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の3ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認いただきましたが、県道筑紫野古賀線北筑昇華苑入口交差点の北側に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

続きまして、農地区分の説明をいたします。位置図でごらんいただきますと、申請地の北側につきましては、宅地により分断、西側の一部に農地がございますが、その先に河川がございますので、河川による分断、南側は宅地による分断、東側につきましては、県道筑紫野古賀線及び九州自動車道による分断があり、10ha以下の農地の広がりであることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の4ページをごらんください。

今回の計画は、資材置場建築に関する計画が示されているところでございます。

まず、周囲につきましては、南側につきましては既設ブロックを利用いたしますが、西側につきましては新設のブロックを設置する計画となっております。また、乗入口につきましては県道側1カ所からとなっております、入り口から停止ライン先まではアスファルト舗装をいたしますが、残りの部分につきましてはバラス敷きになる計画でございます。

なお、資材置場につきましては、北側にアルミ加工残材置場、南側に引き上げアルミ材置場を設置する計画となっております。

続きまして、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、雨水についてでございますが、新しく西側につきましては240のU字溝を設置し、古賀市の市道のほうまで伸ばす計画となっております。

また、入り口の停止ラインの先から新しくVU150の側溝、VSの柵も兼用いたしますが、こちらへ引き込む計画となっており、こちらの2本のラインを通じまして既設の市道、北側の既設側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明させていただきます。汚水及び雑排水につきましては、資材置場でございますので原則発生いたしません。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の5ページをごらんください。

今回の計画でございますが、今回、現地でも御確認いただきましたが、道路端より現在が少し高いような状況となっておりますが、基本的には上の土を取り払いまして、その後、転圧をかける計画となっております。よって、一部おおむね15cmでございますが、15cmの盛土のみを残す計画となっております。また、雨水排水の関係で、雨水勾配をつける計画となっておりますのでございます。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は条件つき承諾ということで、大雨による水量の処理、被害の出ないようにとの条件をつけられまして、平成29年10月12日付の署名捺印をいただいております。あわせて地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員さんの。

○事務局長（ ） 補足の説明を担当のほうからさせたいというふうに思っております。

先月の継続審議以来、事務局のほうで地元農業委員さんと、どのような形できょう、現地ができ上がったのかということについて、少し細かく説明を申し上げませんと、前回の継続審議になった理由、あるいは今回、御審議をしていただく内容が、焦点がぶれても困りますことから、改めて追加で、この間、どのような指導をしてきたのかという点につきまして、担当のほうからあわせて説明を申し上げたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（ 君） お願いします。

○係（ ） では、追加の御説明をさせていただきます。

先月、11月10日の農業委員会後に、まず不動産業者のほうと協議を持ちまして、当初の段階では真砂土を入れることができない、基本的に見積もり額が全ての、最終的な起こす耕起まで含みまして真砂土を入れますと120万の見積もりが出ておったところから、当初の段階では真砂土を入れることができない。しかしながら、必ずしも農地は真砂土でないといけないということではないので、農業に適するような土を入れたいということで、申し入れがございました。

その後、青柳区の 農業委員のほうから、地元のほうで真砂土を入れることができるということで、土については無料で入れることができるのではないかとというような御提案をいただきまして、業者を交えて協議をいたしましたところ、地元青柳から出た真砂土を入れるというような経過となりました。

よって、その後、12月の4日の日、この日から土入れを開始いたしまして、6日から手押しの耕運機でございましたが、こちらで耕起、土を起こすような形での工事を行いまして、現在に至ったということでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、地元農業委員さんの さん、説明をお願いいたします。

○委員（12番 君） 事務局より説明どおりでございます。関係者の皆様の協力いただきまして、原状回復できております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（          君）  ありがとうございました。ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何か御意見ありましたら。前回の継続審議じゃなくて、何か何でも結構ですので。何もなければ採決とりたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君）  では、第1号議案、番号21に対して賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（          君）  全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、同じく第1号議案、整理番号22、事務局、説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（          ）  それでは、第1号議案、農地法第5条の許可申請、番号22について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で、売買によって所有権を移転し、集合住宅を建築するといった内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について、御説明いたします。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

次に、位置図の御説明をいたします。議案書の6ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、県道米多比谷山古賀線大塚交差点の東側に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。位置図でごらんいただきますと、申請地北側、東側、西側につきましては、他地目による分断をしております。南側につきましては、一部農地の広がりがございますが、他地目宅地による分断しており、10ha未満の広がりであることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。議案書の7ページをごらんください。

今回の計画は、集合住宅建築に関する図面が示されておるところでございます。

まず、乗入口につきましては、市道北側の、市道でございますが、市道谷山16号線側から1カ所となっております。駐車場を12台分、長屋住宅2階建てでございますが、こちらを2棟建てる計画となっております。周囲にはコンクリートブロックを設けますが、一部既設のブロックがございますので、既設のブロックについては利用する計画となっております。

また、新設のコンクリートブロックを設けることによって、土砂等の流出がないようにする計画となっております。

では、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。議案書の8ページをごらん

ください。

まず、雨水排水について御説明いたします。雨水排水につきましては、2棟の建屋の周囲には雨水枡を設けますが、B棟、南側のB棟からA棟のほうへ、こちらへの暗渠を入れる計画となっております。雨水枡から暗渠を通じているような計画となっております。ちょうどこちらの図面の中央部に斜めの線が入っているラインとなっております。よって、B棟からA棟方向へ流れ、A棟からの雨水枡を通じまして、最終的に北側の市道谷山16号線の既設側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。

汚水及び雑排水につきましては、同じくB棟からA棟方向へ汚水を流しまして、最終的にA棟から北側の市道谷山16号線の下を通っております下水管本管のほうへつなぎこむ計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の9ページをごらんください。今回、こちらの図面には8ページを見ていただきますとわかるとおり、A-A'断面、B-B'断面、数字の1-1'断面がございます。

まず、9ページの上から1-1'断面につきましては、最大20cmの切土及び最大55.5cmの盛土をする計画となっております。真ん中のA-A'断面におきましては、最大65cmの盛土をする計画となっております。B-B'断面については最大25cmの切土及び最大50cmの盛土をし、水勾配をつける計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は条件付承諾ということで3点の条件が付されております。1、谷山開発規約を遵守すること、2、計画変更があれば再度、開発申請すること、3、ブロック塀は水路中心より50cm離し設置すること。

以上、3点の条件を付されまして、平成29年10月21日付の承諾書の提出がっております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は、以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（          君） ありがとうございます。ただいま事務局が終わりましたので、私のほうから説明をさせていただきます。

10月21日の日に開発委員会を開きまして、基本的にも宅地にすることは問題なかったんですけど、前面の水路が基本的に下に流れていく大事な水路になってますので、基本的に谷山としては、基幹水路に関しては、水路を中心に50cmを外してブロックを編組、組んでもらうということを条件に、今まで欲してきております。それを承諾を得ましたもんですから、大変私も認

可したような状況でございます。

以上でございます。

ほかに何かありましたら。なければ採決をとりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、第1号議案の番号22に対して賛成されます方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（          君） 全員賛成、ありがとうございます。

では、続きまして、同じく第1号議案の番号23に対し、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（          ） それでは、第1号議案、農地法第5条の許可申請番号23について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で、売買によって所有権を移転し自己用住宅を建築するという内容でございます。なお、本件につきましては、台帳が山林でございますが、現況が畑であることから、農地法は現況主義でございますことから、農地法第2条に規定する畑である以上、農地法の許認可が必要となってくるという内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明させていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。では、位置図の御説明をいたします。議案書の10ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のように、大根川にかかります太郎丸橋の北東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。位置図でごらんいただきますと、北側、西側、南側につきましては他地目による分断、東側には一部8平米の農地の広がりがございますが、その先の東側につきましては宅地による分断、よって四方が他地目で囲まれている状況でございます。

10ha未満の広がりであることから、第2種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の11ページをごらんください。

今回、こちらがカラー刷りでございましたもので、一番濃く印刷をいたしました。少し見づらくなっている点につきましては御了承いただきたいと思います。

こちらの11ページの図面には、自己用住宅建築に関する内容が示されておるところでございます。

まず、乗り入れ口につきましては西側の市道側から1カ所となっております。こちらの今回の申請地につきましては、建屋及び駐車スペースを2台分設ける計画となっており、南側には庭の

スペースを設ける計画となっております。

なお、現地でも御確認いただきましたが、全て周囲は宅地で囲まれており、北側、東側そして南側につきましては既設のコンクリートブロックがございますが、今回、          の●と書いた部分がございます。こちらについては、ほかの方が所有しております農地でございますことから、こちらについては杭打ち、縄張りを行いまして、境界が明確になるような計画となっております。

続きまして、雨水及び雑排水関係について御説明させていただきます。

まず、雨水排水につきましては、建屋の周囲に雨水枡を設けまして、ちょうどこちらの図面の真ん中の少し左寄りのところがございますが、こちらから最終雨水枡を通じて雨水取付管、こちらを通りまして西側の既設の市道側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明させていただきます。

汚水及び雑排水につきましては、建屋の南側の部分から汚水管を通じまして、最終的には西側の市道でございますが、こちらに下水の本管が通っております。こちらにつなぎ込みをする計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の12ページをごらんください。

今回はA—A'断面、B—B'断面、こちらが11ページに切り込みを入れておりますが、こちらの縦横断図が示されておるところでございます。

まず、A—A'断面におきましては、盛土が8cm、そして切土につきましては最大が12cmの切土をする計画となっております。次に、B—B'断面においてでございますが、こちらも水勾配をつける関係でございますが、ちょうど北側のほうが少し高くなり、南側のほうが少し低くなるような計画となっております。盛土につきましては最大25cm、切土につきましては最大7cmの計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は無条件承諾ということで、平成29年11月25日付の署名捺印をいただいております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

なお、現地でも御説明をいたしましたが、今回、この新しく転用をされる土地と宅地の間に挟まれる8平米の部分につきましては、10ページの位置図を少し見ていただきますと、一部          番と書いてある右下の部分でございますが、少し削れて欠けたような部分になっておるところがございます。こちらの乗り入れにつきましては、現在でもこちらのちょうど南東に当たります      さんのお宅からの乗り入れが可能となっておりますが、今回、申請者、転用申請者のほうも別途契約書を結んでおりまして、駐車場スペースからこちらの農地へ乗り入れができるような契約を結んでいらっしゃるところでございます。



説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ただいま、事務局の説明が終わりましたので、地元委員さんの 委員さん、御説明をお願いいたします。

○委員（6番 君） 地元開発委員会を11月の25日に開いてまして、事務局が説明しましたとおり、切土、盛土もなしということと、隣地の承諾も得てるというふうな内容でございますし、地目が山林、現況が畑というような内容だけのことでございましたので、無条件で許可を出しております。御審議方よろしく願いします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりました。何かありましたら。

ちょっといいですか。この8平米の話はつかんかったんですか、8平米。事務局。

○係（ ） ただいまの御質問にお答えいたします。こちらの8平米につきましては、申請に来られた際に事務局としても、こちらの農地をどうするのかということで、不動産業者のほうと協議をいたしました。こちらの件にしましては、半年ほど前からこちらの8平米の農地も含めて売買をしてはどうかということで、不動産業者のほうから提案を行ってございましたけれども、こちらの8平米の所有者につきましては、売らないということで、最終的な決着がつきまして、役員会の中でも御指摘がありましたので確認をしましたが、もうこれは間違いのないということでございましたので、このままの申請に至っているという状況でございます。

乗り入れにつきましては先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。

ほかに何かありますか。なければ採決をとりたいと思いますが、ようございましたでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案番号23番、賛成されます方は挙手でお願いします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、第1号議案の番号24に対して、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ ） それでは、第1号議案農地法第5条の許可申請、番号24について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が申請地を売買によって所有権を移転し、貸倉庫及び貸事務所を建築するという内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について御説明させていただきます。申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の13ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、県道米多比谷山古賀線大塚交差点の南東に位置します丸囲み内斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の説明をいたします。位置図でごらんいただきますと、今回の申請地の周囲四方北側・南側・西側・東側は、全て他地目により分断しており、いわゆる介在農地でございます。10ha未満の広がりであることから、2種農地であると事務局では判断しておるところでございます。

続きまして、計画図の御説明をいたします。議案書14ページの右側に記載しております土地利用計画図、こちらをごらんください。今回の計画につきましては、貸倉庫及び貸事務所を建築するという内容でございますが、まず、こちら、乗入口につきましては北側の市道のほうから、こちらから1カ所となっております。乗入口に関しましてはT字でアスファルトの舗装をする計画となっております。

また、こちらのT字の角地に当たります駐車場につきましてはバラス敷きとする計画で、一番南側、こちらのほうに貸倉庫を建築するといった内容でございます。

なお、先ほど現地でも御確認をいただいておりますけれども、住宅との境には現在、コンクリートブロック等がございますが、南側につきましては新設のブロック及びフェンスを設置するという内容でございます。

では、雨水及び雑排水等について御説明をさせていただきます。

まず、雨水排水につきましては、水勾配を設け、南側の貸倉庫、こちらの部分の周囲には雨水枥を設ける計画となっております。なお、雨水につきましては南側にU字溝でございます、240のU字溝、こちらが南側から西側を通りまして、最終的に北側の市道の既設側溝へ接続する計画となっております。

続きまして、汚水及び雑排水関係について御説明いたします。

まず、今回の計画図の北側の駐車場部分につきましては、汚水及び雑排水の発生はございませんが、南側の倉庫でございます。こちらのほうから汚水及び雑排水が排出されます。よって、こちらの貸倉庫側、こちらのほうから新しく污水管を通じまして、最終的には北側の道路側溝のほうへ污水管が通っておりますので、接続する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の15ページをごらんください。

先ほど現地でも御確認いただきましたが、現在、北側の市道のほうより現地の田んぼが低い状況となっております。今回は、切土はなく盛土をする計画となっております。A-A'断面

及びB—B'断面で示しておりますが、水勾配を設けるため、A—A'断面については最大94cmの盛土をする計画となっております。

最後に、地元水利承諾関係について御説明をさせていただきます。

今回は条件付承諾ということで、3点の条件が付されております。1、谷山開発規約を守ること2、計画変更があれば開発申請すること3、水路の安全確保 以上3点の条件を付されまして、平成29年11月18日付の承諾書の提出がっております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（          君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元委員として説明をさせていただきます。

11月28日の日に開発委員会を開きまして、本を見てとおり、目の前がやっぱり重要な水路となっている関係上、先ほどから言いましたように、一応、谷山としては水路を中心に50cmずつ離して塀をつけてもらうということを条件つきでやっております。また、これに計画変更があれば、必ず再度、開発委員会をかけるということをしたから、開発許可を出しております。

以上です。

何かありましたら御意見お願いたします。ないようでしたら、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（          君） では、第1号議案、番号24に対して賛成されます方は挙手でお願いします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（          君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（          君） 続きまして、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて。事務局、説明お願いたします。

〔議案朗読〕

○係（          ） それでは、第2号議案の番号8について御説明をさせていただきます。

本件につきましては、平成29年10月期の農業委員会で番号8として皆様の議決をいただいて許可をいただいた案件でございました。しかしながら、所有権移転の前段階におきまして、双方の取り引き金額の錯誤があったということから、譲受人及び譲渡人双方の署名捺印をいただきまして、取り下げをしたいという内容でございます。

第2号議案の番号8についての説明は、以上でございます。取り下げについての御審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。何かないですか。取り下げるちゅうややこしいことに。

○委員（10番 君） どこまでいったとこやろ。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

10月期の農業委員会後、翌日に許可証を発行いたしまして、本来、当初の譲受人のほうに許可証をお渡しして、最終的に現在の所有者のほうに挨拶に行かれたところまででございます。所有権を移転するには当然、印鑑証明等が必要でございますので、申請人のほうが所有者のところにお金を持って御挨拶に行かれたところ、取り引き金額について口頭でお互いお話をしておったところから、取り引き金額の錯誤があったということで、今回の取り下げ申請に至ったということでございます。

説明は以上でございます。

○委員（10番 君） 移転登記しとらんけん、それで済んだわけね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） 今回、所有権移転登記済みでありませんでしたので、取り下げをして、もうそのまま、所有者は現在の所有者のままになるということでございます。

以上でございます。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。なければ採決とりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第2号議案、番号8に対して賛成されます方は挙手でお願いします。

〔賛成者挙手16/16名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○農政係（ ） それでは、議案の説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市は農業委員会の決定を経て農用地利用集積

計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程をいたしております。

なお、今回の利用権設定についてですが、**■**会長及び**■**委員が関係されますので、議案の朗読後、一時退席をお願いいたします。

その後の進行につきましては、**■**副会長にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔**■**会長、**■**委員 退席〕

○農政係（**■**） それでは、19ページをごらんください。左上に平成29年度第8号と書かれております。今回、新規で2件の利用権設定の申し出があり、そのうち1件は裏作の期間借地となっております。

それぞれの申し出について御説明をいたします。20ページをお願いいたします。

整理番号27、貸し手、**■**、古賀市薬王寺在住、借り手、農事組合法人**■**代表理事**■**、古賀市薬王寺に事務所がございます。利用権設定をする土地は、薬王寺の一時利用地、こちらは小野ダム区画整理地内の田んぼ2筆6,655平米です。平成29年11月22日から平成35年12月末まで6年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、20ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、21ページ、整理番号28、貸し手、**■**、古賀市谷山在住、借り手、農事組合法人**■**代表理事**■**、古賀市谷山に事務所がございます。利用権設定をする土地は、谷山の一時利用地、小野南部土地区画整理地内の田んぼ2筆、合計2,444平米です。平成29年10月16日から平成37年6月15日まで7年8カ月の貸し借りとなっております。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容につきましては、21ページの記載のとおりとなっております。

以上、新規の利用権設定について、全て地元農業委員の署名捺印をいただいておりますことから、市にて受理をしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（**■**君） ただいま第3号議案につきまして、説明がありましたが、どなたか質疑等はないでしょうか。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**■**君） ないようですので、採決を行います。第3号議案につきまして賛成されます方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手14/14名〕

○議長（**■**君） 全員賛成です。第3号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定につきまして、全員賛成ということで可決されました。

〔**■**会長、**■**委員 着席〕

.....  
○議長（ 君） 続きます、第4号議案、非農地決定（案）について。事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○議長（ 郎君） ちょっと休憩にまたがさせていただきます。

午後3時36分休憩

.....  
午後5時20分再開

○議長（ 君） では、再開します。

ただいま、先ほど4号議案、事務局から説明がありましたけど、再度、何かありましたらお願いいたします。

○係長（ 君） 今回、議案上程をしております対象農地は、農地パトロールの結果、再生困難な農地でありますB区分と判断した農地になります。議案書の23ページから34ページが該当する農地の一覧になります。

以上、農地法第2条第1項の農地に該当しないことについて、農地法の第30条第1項に基づき、農業委員会の議決を求めるものであります。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。

では、4号議案の番号1から154については、農地パトロールをされた皆様の結果はついてきてると思います。一応、国が示している農地法第2条の農地ではないという見方、やっています関係上、農地法第30条1項に基づき非農地と決定したいと思いますが、皆様方の挙手をもらいたいと思います。それで、賛成されます方は挙手でお願いします。

〔賛成者挙手15/16名〕

○議長（ 君） 過半数以上です。可決されました。

議案は、これで終わりです。

午後5時23分閉会